

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

白山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 松任地域

(1) 現況

本地域は、県内最大の流域を有する一級河川手取川水系の扇状地に位置し、主に水稻や大豆等を栽培する土地利用型農業が行われている。また、トマト、キュウリなどの施設園芸作物の生産も盛んである。

地域の大部分は、県営圃場整備事業により 30 a 区画に整備され、農業用用排水については、手取川七ヶ用水により灌漑されている。

大規模農家への農地集積率も高く、農業経営の安定が期待されるが、農家戸数は減少しており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。自然環境に配慮した地域資源の適切な保全管理を実施し、農業・農村の有する多面的機能の発揮が望まれる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 美川地域

(1) 現況

本地域は、県内最大の流域を有する一級河川手取川水系の扇状地に位置し、主に水稻や大豆等を栽培する土地利用型農業が行われている。

地域の大部分は、県営や団体営圃場整備事業により 30 a 区画に整備され、農業用用排水については、パイプラインにより灌漑されている。

大規模農家への農地集積率も高く、農業経営の安定が期待されるが、農家戸数は減少しており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。自然環境に配慮した地域資源の適切な保全管理を実施し、農業・農村の有する多面的機能の発揮が望まれる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 鶴来地域

(1) 現況

本地域は、県内最大の流域を有する一級河川手取川水系の扇状地に位置する平野部と、流域の中流部に位置する中山間地域で農業生産が行われている。水稻や大豆等を栽培する土地利用型農業が行われている。また、近年はねぎやブロッコリーの生産が盛んである。地域の大部分は、県営や団体営圃場整備事業により30a区画に整備され、農業用排水については、手取川七ヶ用水等により灌漑されている。

大規模農家への農地集積率も高く、農業経営の安定が期待されるが、農家戸数は減少しており、耕作放棄地の発生防止や農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。自然環境に配慮した地域資源の適切な保全管理を実施し、農業・農村の有する多面的機能の発揮が望まれる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 白山ろく（河内・吉野谷・鳥越・尾口地区）地域

(1) 現況

本地域は、県内最大の流域を有する一級河川手取川水系流域の中流部に位置する中山間地域である。稲作を中心に野菜の栽培も行われているほか、冷涼な気候を活かし、そばやブロッコリーなどの栽培も行われている。

近年は、県営圃場整備事業が順次行われ、30a～1ha区画の農地に整備されている。灌漑は手取川及び大日川の河川水に求めている。

生産条件が特に不利なこの地域では、人口や農家戸数の減少が顕著である。耕作放棄地の発生防止や農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。自然環境に配慮した地域資源の適切な保全管理を実施し、農業・農村の有する多面的機能の発揮が望まれる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	松任地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	美川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	鶴来地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	白山ろく地域 (河内・吉野谷・鳥越・尾口地区)	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業における特記事項

設定しない

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業における特記事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

- (ア) 旧鶴来町のうち旧河内村（特定農山村地域）
- (イ) 旧河内村全域（特定農山村地域、振興山村地域）
- (ウ) 旧鳥越村全域（特定農山村地域、振興山村地域）
- (エ) 旧吉野谷村全域（特定農山村地域、振興山村地域）
- (オ) 旧尾口村全域（特定農山村地域）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）ただし、一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地の交付対象農用地面積が、一団の急傾斜農用地の交付対象農用地面積の過半を超えない場合

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

- (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壤条件が著しく悪い場合

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 石川県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 連携する未実施集落の農用地面積が 1ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、集落営農組織及び地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる者、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3. 法第3条第3項第3号に掲げる事業における特記事項

設定しない